

議案第 12 号

海老名市保育所条例の一部改正について

海老名市保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

新たな子ども・子育て支援制度の実施に伴い、公立保育所の設置及び管理等に関し  
整理するため

## 海老名市保育所条例の一部を改正する条例

海老名市保育所条例（昭和45年条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 海老名市保育所設置条例

第1条中「第24条の規定に基づく保育の実施及び」を削り、「設置する保育所の管理等について」を「、保育所の設置に関し」に改める。

第2条中「に基づき」を「の規定により市が」に改める。

第3条から第6条までを削る。

第7条中「市長が」を「規則で」に改め、同条を第3条とする。

### 附 則

この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。